

★★令和8年9月1日から★★ 【生活道路の法定速度引き下げ！！】

生活道路の法定速度が...

60 km/h ➡ **30** km/h



～そもそも生活道路って？～

- ① 主に地域住民の日常生活に利用される
- ② 中央線・中央分離帯などのない
- ③ 比較的狭い道路のことだよ！



生活道路は歩行者優先で安全に走ろう！



- ①道路標識・標示により中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車道並びに加速車線及び減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路

の4つは従来通り60km/hのまま！



こいこい
大竹
だより

発行
大竹警察署
53-0110

夏だ！【海・山・川を安全に楽しもう】

夏は水遊び、山登り、楽しいことだらけでも怪我したり、溺れちゃったり悲しいことも...

！みんながケガしないための約束！

【水遊び】

保護者と一緒に遊ぶ
ライフジャケットの着用
子どもから目を離さない
「危ないよ」と声掛け注意する

【登山】

事前に天気の確認
荷物をしっかり準備
登山届を提出する
登山アプリやオトモポリスを活用する



SNSがすべて1つに！！

広島県警各種SNS見てね！



令和8年6月中の事件事故

【事件】7件

・暴行	1件
・傷害	1件
・万引き	2件
・その他非侵入盗	1件
・器物損壊等	2件

【事故】

人傷事故	1件
物損事故	47件

ドローン等の飛行禁止エリアが 1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を
飛行させる場合には警察への
事前通報等が必要です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地等の周囲「おおむね
300m」であった飛行禁止エリアが
「おおむね**1,000m**」に拡大

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する
従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行
禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設

「敷地等」の上空飛行

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

「敷地等」以外の

飛行禁止エリアの上空飛行

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

詳細は警察庁の
ウェブサイトへ



重要施設とは

1 国の重要な施設等

(国会議事堂、首相官邸、
最高裁判所、皇居 など)



2 外国公館等



3 防衛関係施設



4 空港



5 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席
する行学会場等や外国要人が参
加する国際会議の準備・運営の
ために使用される会議場施設等
の一時的に指定される施設が含
まれます。

規制の対象となるドローン等とは

小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ドローン
- ラジコン機
- 農業散布用ヘリコプター
など

特定航空用機器

- 気球
- パラグライダー
- ハンググライダー
- 噴射浮遊機器
など



飛行禁止の例外

1 重要施設の管理者又はその 同意を得た者による飛行禁止 エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための
空撮等

2 土地の所有者・占有者又は その同意を得た者による当該 土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農業散布や、
自宅の庭におけるドローンの操作練習等

3 国又は地方公共団体の業務 を実施するために行う飛行禁 止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

事前通報手続の
詳細

上記①～③の飛行禁止の
例外に当たる場合でも、警
察等への事前通報(原則と
して飛行開始の48時間前)
が必要です。



「航空法」による無人航空機
(重量100g以上の機体)に関
する規制もご確認ください。

